

千葉市公告第222号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年3月30日

千葉市長 神谷俊一

- 1 指定年月日及び番号 令和3年3月30日 第R2-18号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 今井 由美子
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 緑区誉田町一丁目753番28、753番29、753番1の一部、753番18の一部、753番30の一部、753番31の一部、753番32の
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
5.00m	22.60m	-	U-0.30m	73.83㎡